

重要事項説明書 (生活援助型訪問サービス)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定生活援助型訪問サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基づき、指定介護予防型訪問サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 東住吉介護センター
代表者氏名	代表取締役 建林 典夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市東住吉区東田辺一丁目15番2号 電話 06-6628-8595 ファックス番号 06-6628-8820
法人設立年月日	1999年10月26日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	東住吉介護センター
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 2770800312
事業所所在地	大阪市東住吉区東田辺一丁目15番2号
連絡先 相談担当者名	電話 06-6628-8595 ファックス番号 06-6628-8820 訪問介護事業部 相談担当者 建林 典夫
事業所の通常の 事業の実施地域	東住吉区 平野区 阿倍野区 住吉区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	東住吉介護センター(以下「事業所」という。)において実施する指定生活援助型訪問サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を保持するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、指定生活援助型訪問サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定生活援助型訪問サービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業所が実施する指定生活援助型訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うものとする。 2 指定生活援助型訪問サービスの実施に当たっては、利用者の心身状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。 3 指定生活援助型訪問サービスの実施に当たっては、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 4 指定生活援助型訪問サービスの実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 前4項のほか、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」(平成29年4月1日)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日 但し、12月29日から1月3日まで年末年始の6日間、8月13日から8月17日までの盆休みの5日間を除く。
営業時間	午前9時 ～ 午後5時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日 ～ 日曜日
サービス提供時間	7:00 ～ 21:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	(職名) 管理者 (氏名) 建林 典夫
-----	---------------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
訪問事業責任者	<ol style="list-style-type: none">1 指定生活援助型訪問サービスの利用の申込みに係る調整を行います。2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。5 従事者の業務の実施状況を把握します。6 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。7 従事者に対する研修、技術指導等を実施します。8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。9 生活援助型訪問サービス提供予定表の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。10 生活援助型訪問サービス提供予定表の内容について、利用者の同意を得たときは、生活援助型訪問サービス提供予定表を利用者に交付します。11 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供に係る介護予防サービス支援計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて生活援助型訪問サービス提供予定表の変更を行います。13 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常勤 4名 非常勤 2名
訪問介護員	<ol style="list-style-type: none">1 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。2 訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者に報告を行います。4 訪問事業責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	非常勤 38名
事務職員	第1号事業支給費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
生活援助型訪問サービス提供予定表の作成	利用者に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）等に基づき、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	利用者の衣類等の選択を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

生活援助型訪問サービス						
サービス内容略称		算定単価数	利用料	3割負担	2割負担	1割負担
生活援助型訪問サービス(I)	週1回の提供	884	9,830	2,949	1,966	983
生活援助型訪問サービス(II)	週2回の提供	1,766	19,637	5,892	3,928	1,964
生活援助型訪問サービス(III)	週3回の提供	2,802	31,158	9,348	6,232	3,116
介護職員処遇改善加算(I)	ご利用の1ヶ月合計単位の137/1000単位					
介護職員等特定処遇改善加算(I)	ご利用の1ヶ月合計単位の63/1000単位					

日割りとなる場合		算定単価数	利用料	3割負担	2割負担	1割負担
生活援助型訪問サービス(I)	週1回の提供	29	322	97	65	33
生活援助型訪問サービス(II)	週2回の提供	58	644	194	129	65
生活援助型訪問サービス(III)	週3回の提供	92	1023	307	205	103

◎1単位を11.12円として計算しています。

※「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

※利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防型訪問サービス計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による生活援助型訪問サービス提供予定表を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、() 内の日をもって日割り計算を行います。

- ① 月途中からサービス利用を開始した場合（契約日）
- ② 月途中でサービス利用を終了した場合（契約解除日）
- ③ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合（変更日）
- ④ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合（変更日）
- ⑤ 同一市町村内で事業所を変更した場合（変更日）

◇ 第1号事業支給費として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、第1号事業支給費として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

- (2) 第1号事業支給費の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者等又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画等の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者等に連絡し、介護予防サービス計画等の変更の援助を行います。

<保険外サービス>

サービス	標準料金	標準利用料
訪問介護サービス	60分につき2,300円	60分につき2,300円

但し標準料金とは下記表の昼間を指し、早朝・夜間のサービスは25%増し、深夜は標準料金の50%増しの料金・利用料を申し受けます。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は請求いたします。
② サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者様のご負担となります。
③ 通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者宛にお届けします。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の各期日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振込み（請求月の末日まで）</p> <p>(イ) 郵便局自動払（請求月の20日に引落 再引落28日）</p> <p>(ウ) 現金支払い（請求月の末日まで）</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	平木 照子
	イ 連絡先電話番号	06-6628-8595
	同ファックス番号	06-6628-8820
	ウ 受付日及び受付時間	月～金 9:00～17:00

※ 担当する訪問介護員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成する「介護予防サービス支援計画（ケアプラン）」等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定生活援助型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「生活援助型訪問サービス提供予定表」を作成します。なお、作成した「生活援助型訪問サービス提供予定表」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認くださいようお願いします。
- (4) サービス提供は「生活援助型訪問サービス提供予定表」に基づいて行います。なお、「生活援助型訪問サービス提供予定表」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行います。実際の提供に当たっては、利用者的心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(役職名) 管理者 (氏名) 建林 典夫
-------------	----------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、従業者の人権意識の向上や知識及び技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (7) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

<p>対応方針</p>	<p>サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。</p>
<p>緊急連絡先</p>	<p>東住吉介護センター 大阪市東住吉区東田辺一丁目 15 番 2 号 06-6628-8853</p>
<p>対応可能時間</p>	<p>月～金 9:00～17:00</p>

11 事故発生時の対応方法について

<p>主治医</p>	<p>利用者の主治医</p>	
	<p>所属医療機関名称</p>	
	<p>所在地及び電話番号</p>	
<p>家族等</p>	<p>ご家族等の氏名(続柄)</p>	
	<p>住所及び電話番号</p>	

利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等（地域包括支援センターより介護予防支援等の業務を受託している居宅介護支援事業所を含む。以下同じ。）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する「指定生活援助型訪問サービス」の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	東住吉区役所
	担当部・課名	介護保険課
	電話番号	06-4399-9859
居宅介護支援事業者	事業者名	
	介護支援専門員名	
	住所及び電話番号	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損保保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	対人・対物・管理財物補償等

1.2 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.3 心身の状況の把握

指定生活援助型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.4 介護予防支援事業者、地域包括支援センター等との連携

- ① 指定生活援助型訪問サービスの提供に当り、介護予防支援事業者、地域包括支援センター及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「生活援助型訪問サービス提供予定表」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者等に送付等で連絡します。

1.5 サービス提供の記録

- ① 指定生活援助型訪問サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定生活援助型訪問サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.6 衛生管理等

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定介護予防型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 金銭管理

買物サービス提供の際、①当日預り金 ②釣り銭 を管理する出納帳に、利用者様確認のもと訪問介護員等が記載した上で確認印を頂き、利用者・事業所の双方で確認できるようにする。

18 指定生活援助型訪問サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) サービス提供責任者（指定生活援助型訪問サービス提供予定表を作成する者）

氏名 _____（連絡先： 6628-8595 ）

(2) 提供予定の指定生活援助型訪問サービスの内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料（月額）	利用者負担額（月額）
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					

(3) その他の費用

交通費の有無	(有・●) サービス提供1回当たり… (円)
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4-②記載のとおりです。
介護職員処遇改善加算(I)	1ヶ月の合計単位に137/1000を加算します。
介護職員処遇改善加算(I)	1ヶ月の合計単位に63/1000を加算します。

(4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

<処遇改善加算・特定処遇改善加算含む>

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から3ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定生活援助型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 指定生活援助型訪問サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講ずるものとする。
- ② 事業所は、提供した指定生活援助型訪問サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③ 事業所は、提供した指定生活援助型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 東住吉介護センター 相談窓口	所在地 電話番号 受付時間 受付担当	大阪市東住吉区東田辺一丁目15番2号 06-6628-8595 ファックス番号 06-6628-8820 9:00~17:00(月~金) 平木 照子
【市町村(保険者)の窓口】 東住吉区役所 介護保険担当	所在地 電話番号 受付時間	大阪市東住吉区東田辺一丁目13番4号 06-4399-9859 9:00~17:30(月~金)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	大阪府中央区常盤町一丁目3番8号 06-6949-5418 9:00~17:00(月~金)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上上記内容について、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市東住吉区東田辺一丁目15番2号	
	法人名	株式会社 東住吉介護センター	
	代表者名	代表取締役 建林 典夫	☎
	事業所名	東住吉介護センター	
	説明者氏名	サービス提供責任者	☎

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	大阪市東住吉区
	氏名	☎

上記署名は、() (関係) が代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	☎